# 政治資金適正化委員会における取組 及び検討状況についてのとりまとめ (未定稿)

平成23年1月 政治資金適正化委員会

## 目 次

1	登録政治資金監査人の登録及び研修状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	政治資金監査に関する具体的な指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは 善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針·········	11
4	政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1	)「領収書等」の必要記載事項	13
(2	)金銭を伴わない収入又は支出の記載方法	20
(3	) 前払式証票による支出の記載方法	22
(4	)後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法	25
(5	)会計帳簿への相手方住所の記載	29
(6	)政治資金監査を受けた収支報告書の訂正	33
(7	)収支報告書に記載すべき支出の区分	36
(8	)業務制限の範囲	37
(9	)年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある 政治団体の政治資金監査等	38
(10	) う その他の事項	40

## 1 登録政治資金監査人の登録及び研修状況

## 〇 これまでの取組

#### (1) 登録政治資金監査人の登録

政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は当委員会が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている。(法第19条の18第1項)

当委員会では、平成22年1月から本格化する国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を開始した。

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、地域的な偏在が生じないよう関係各士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行っている。

その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、【仮】平成22年 12月末現在で3,834人となっており、全都道府県域にわたり登録がなされ ている。

## (2) 政治資金監査に関する研修の実施

政治資金規正法により、政治資金監査は、当委員会が行う政治資金監査に関する研修(以下「研修」という。)を修了した登録政治資金監査人が行うこととされている。(法第19条の13第1項)

研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識(政治資金規正法のあらまし)及び政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いて行うこととしている。

研修は、平成20年12月から研修受講者を一堂に会して実施する集合研修方式により開始し、以降平成23年3月までの間に全国各地で延べ54回実施している。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性も考慮し、個別の研修受講者ごとに任意の日時において研修を実施することができるよう、研修用映

像教材を用いた個別研修方式を新たに導入し、集合研修方式と併せて精力的に取り組んできたところである。

その結果、【仮】平成22年12月末現在では、登録政治資金監査人登録者3,834人のうち、96.9%の3,717人が研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている一方、未修了者はわずか100人余という状況になっている。

#### (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の開催

本格的な政治資金監査が実施された直後の平成22年度からは、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催している。

平成22年度においては、政治資金監査の実務等を踏まえて平成22年9月に改定した政治資金監査に関する具体的指針(政治資金監査マニュアル)の解説や日常的に問い合わせの多い質疑等の説明のほか、関係士業団体の協力により、当該士業団体からの政治資金監査を適確かつ効率的に実施していくための留意点やアドバイス等を主な内容として実施することとした。登録政治資金監査人から予想以上の反響があり、説明会の開催は全国各地において延べ10回におよび、合計966人もの参加をみたところである。

## 〇 今後の方向性

## (1) 登録政治資金監査人の安定的な確保等

平成21年における国会議員関係政治団体(収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。)は3,445団体(総務大臣届出分927団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,518団体)であり、登録政治資金監査人の登録者数がややこれを上回っている状況にある。また、平成22年4月に当委員会が実施した登録政治資金監査人に対するアンケート結果によると、回答のあった登録政治資金監査人1人あたりの政治資金監査実施団体数はおよそ3団体とされることから、そうした視点で見れば、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると思われる。

しかしながら、例えば【仮】平成22年12月末現在で登録政治資金監査人の 都道府県別の登録状況を見ると、全都道府県域において登録はされているものの、 地域の偏在が見られ、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の一層の利便性の向上が求められる状況にある。

さらに、平成19年の政治資金規正法の一部を改正する法律附則第18条においても、「新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と、政治資金監査の対象となる政治団体の範囲の拡大等の検討について言及されているところでもある。

これらの状況を鑑みれば、登録政治資金監査人の新規登録は、平成22年1月の政治資金監査の本格的実施時期の頃を境に一定の落ち着きを見せているところではあるが、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び研修の着実な実施に努めていくことが適当である。

#### (2) フォローアップ説明会による政治資金監査の適正性の確保の促進

登録政治資金監査人に対しては、政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識の修得のための研修を行っているが、実際に政治資金監査を実施していく中で、当初想定し得なかった問題点等も明らかになってきているところである。当委員会では、こうした問題点等に対応するための見解の表明やQ&Aの公開、さらには政治資金監査マニュアルの改定等を逐次行っているが、これらの見解等について遺漏がないよう登録政治資金監査人に対して周知徹底し、政治資金監査の適正性を確保していく必要がある。

一方、登録政治資金監査人にとって、政治資金監査を主たる業務としては行っていない場合がほとんどと考えられ、当初の一度きりの研修だけでは、修得できる内容に限りがあることや、ややもすれば時の経過とともに研修で修得した政治資金監査に係るノウハウが劣化しかねないことから、政治資金監査の適正性を持続的に確保していくためには、定期的なフォローアップが必要と考えられる。登録政治資金監査人からも「定期的に研修を実施してほしい」、「政治資金規正法や公職選挙法のより詳しい研修を実施してほしい」といった意見が寄せられているところであり、平成22年度に実施したフォローアップ説明会にも予想以上の登録政治資金監査人の参加をみたところである。

また、実際に作成・提出された政治資金監査報告書において、政治資金監査マニュアルの趣旨が徹底されていないような記述がされているものが散見されるため、こうした事例を参考としながら、登録政治資金監査人の理解を深めて、より精度の高い適正な政治資金監査報告書の作成につなげていく必要がある。

これらのことから、当委員会としては、政治資金監査の適正性をより確かなものとしていくため、平成22年度から実施しているフォローアップ説明会を今後とも継続的に実施していくことが適当であると考える。

このフォローアップ説明会の実施に当たっては、関係士業団体と連携を図るとともに、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとすべきであり、説明会の内容については、政治資金監査の実施状況を把握しつつ、そのより適正な実施に資するよう、上記視点を踏まえつつ、常に工夫を凝らし改善を図るべきである。また、その開催時期・回数・場所についても、できるだけ多くの登録政治資金監査人の参加の機会を得られるよう配意すべきである。

## 【参考】登録政治資金監査人の登録状況及び研修等の実施状況

#### (1) 登録政治資金監査人の登録状況

	登録申請数	登録者数			
			弁護士	公認会計士	税理士
平成20年度	2, 551人	2, 504人	184人	501人	1,819人
平成21年度	1,005人	1,041人	40人	134人	867人
平成22年度	298人	303人	16人	39人	248人
総 計	3,854人	3,848人	240人	674人	2,934人
(再掲)登録抹消者を除く		3,834人	239人	669人	2,926人

<sup>【</sup>仮】※平成22年度は、平成22年12月末日までの数値。

#### (2) 政治資金監査に関する研修の実施状況

	集合	個 別	研 修			
	研 修	研 修	修了者数	弁護士	公認会計士	税理士
平成20年度	8回	_	816人	33人	117人	666人
平成21年度	39回	_	2,616人	184人	492人	1,940人
平成22年度	7回	154回	293人	14人	36人	243人
総計	54回	154回	3, 725人	231人	645人	2,849人
(再掲)登録抹消者を除く			3, 717人	231人	642人	2,844人

<sup>【</sup>仮】※平成22年度は、平成22年12月末日までの数値。

## (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の開催状況

		開催回数	参加者数			
				弁護士	公認会計士	税理士
平成 2 2	2年9月	1 🗓	183人	4人	28人	151人
"	10月	3回	291人	6人	28人	257人
"	11月	3回	335人	18人	41人	276人
"	12月	3回	157人	10人	28人	119人
合	計	10回	966人	38人	125人	803人

<sup>※</sup>登録申請を取り下げたものについては、登録申請数から除いている。

## 〇 これまでの取組

#### (1) 政治資金監査マニュアルの策定

政治資金規正法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的指針に基づき行うものとされている。(法第19条の13第1項及び第2項)

この政治資金監査を受ける義務は、定期分については平成21年以降の年に係る収支報告書に、解散分については平成21年1月以降の解散に係る収支報告書に適用するとされたことから、早期に政治資金監査に関する具体的指針を定め、政治資金監査人の登録・研修を行うことが求められた。

そのため、当委員会では、平成20年4月の発足以来、各士業団体や政党・政治団体等からの意見等を踏まえながら精力的に検討を行い、法改正の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということを踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、同年10月に政治金監査に関する具体的指針(政治資金監査マニュアル)を定めた。

政治資金監査マニュアルにおいては、政治資金監査を行う実務的な手順や方法を示すだけではなく、政治資金監査を行う上で登録政治資金監査人が了知しておくべき事項として、政治資金監査の目的、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の項目をそれぞれ章立てして盛り込むこととした。

## (i) 政治資金監査の目的

政治資金監査の目的の章では、政治資金規正法の目的・基本理念及び法改正により政治資金監査を導入するに至った経緯を踏まえながら、政治資金監査マニュアルの検討や政治資金監査制度の運用・実施に当たって踏まえるべき基本原則を議論し、政治資金監査の基本的性格として以下の 4 項目をとりまとめた。

- (1) 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
- (2) 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。
- (3) 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行うものである。
- (4) 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づくものである。

特に(1)の項目では、国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度であること、(3)の項目では、政治資金の使途の妥当性を評価するものでないが、その適正さを確保するため国会議員関係政治団体の主たる事務所で領収書等の関係書類の現物を確認しなければならないことを示した。

また、政治資金監査マニュアルについて、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものとして位置づけた。

#### (ii) 登録政治資金監查人

登録政治資金監査人の章では、登録政治資金監査人の資格、業務制限、職務 及び責任について法の規定を解説するとともに、登録政治資金監査の基本的性 格が外部性を有する第三者が行うものであることを踏まえ、法令上の業務制限 に該当しない場合であっても、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等 の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合は適当でないと した。

また、会計責任者の職務について、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務は会計責任者が負うものであり、登録政治資金監査人が負うものでないことを明確化した。

## (iii) 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体の章では、国会議員関係政治団体の定義やその会計責任者の責務について法の規定を解説するとともに、年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査について、法令上の取扱いが明確でない点の明確化を図った。

## (iv) 政治資金監査

政治資金監査の章では、具体的に政治資金監査を行うに当たっての指針について、一般監査指針と個別監査指針に分け、一般監査指針では、一般的な留意事項を示すとともに、調査方法として、すべての支出についての全数調査を、国会議員関係政治団体の主たる事務所で、領収書等の現物を確認する方法で実施すること、また、政治資金監査契約の締結や事前準備は、円滑に政治資金監査を行う上で必要がある場合に、監査対象年の開始前又は年の途中であっても行うことができることを示した。

個別監査指針では、特に、職業的専門家によるものであるという政治資金監

査の基本的性格を踏まえ、地方公共団体における包括外部監査の手続を参考にして、政治資金監査を「書面監査」と「会計責任者等に対するヒアリング」に分けた重層的な構造とし、「会計責任者等に対するヒアリング」を登録政治資金監査人から国会議員関係団体の会計責任者に対する最終的な確認の手続として位置づけることとした。

書面監査については、政治資金規正法に定める政治資金監査事項について 政治資金監査を行うに当たっての具体的指針を手順に従って明らかにするこ ととした。

1号監査事項では、保存対象書類一覧表の作成を求め現物と突合すること、確認対象となる書類は政治資金監査対象年のものであることを示した。

2号監査事項では、会計帳簿における支出の状況の具体的な確認方法を明らかにした。徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、徴難明細書にも記載されない人件費以外の支出について領収書等亡失等一覧表を会計責任者に作成させ政治資金監査報告書に添付することとした。また、人件費については、領収書等又は振込明細書及び支出目的書で確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認することとした。

会計責任者等に対するヒアリングについては、ヒアリング事項を明確に示すことにより登録政治資金監査人の責任の範囲を明確化した上で、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであることとした。また、ヒアリング事項の中で、特に、政治資金監査を行った現場の事務所が当該団体の活動以外にも使用されている場合の経常経費、他の政治団体に対する支出及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を踏み込んで確認することとした。

## (v) 政治資金監査報告書

政治資金監査報告書の章では、登録政治資金監査人が作成する政治資金監査報告書について、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載するため、監査の概要、監査の結果及び業務制限という3つの項目に分けることとした。なお、この旨は、総務省令で定められることとなった。

監査の概要においては、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金 監査人との関係や役割分担を明確にするため、登録政治資金監査人の責任は、 国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書や会計帳 簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにあると記載することとした。

監査の結果においては、登録政治資金監査人が書面監査やヒアリングで確認した事実又は確認できなかった事実について、政治資金規正法に規定する監査事項ごとに記載することとし、確認すべき事項がすべて確認できた場合のほか、会計帳簿に記載不備があった場合や会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合について、政治資金監査報告書の記載例を示すとともに、その他特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、当委員会に照会することとした。

業務制限においては、登録政治資金監査人本人が法令に規定する業務制限に該当していないことを示すとともに、その使用人等についても法令に規定する業務制限に該当しない場合にその旨を示すことは、政治資金監査の外部性をより明確に示すことができるため望ましいとした。

#### (vi) 政治資金監査実施要領

政治資金監査実施要領では、政治資金監査契約の締結や実際の政治資金監査 の現場において領収書等の確認を行う際に留意すべき重要な事項について、い わば、現場対応マニュアルとして示した。

政治資金監査契約の締結に当たっての留意事項としては、契約書において規定すべき事項のほか、契約を解除できる場合として、政治資金監査の基本的性格である当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合などを示した。

会計責任者等に対するヒアリングについては、例えば、政治資金監査で領収書等の確認に当たり、あて名に国会議員関係政治団体と推認されない名称が記載されている領収書について、当該国会議員関係政治団体あてに発行されたことの確認を会計責任者に求めることとした。

## (2) 政治資金監査マニュアルの改定

定期分として初めて政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を受けることとなった国会議員関係政治団体に係る平成21年分の収支報告書は、 平成22年5月末までに総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出された。

そこで当委員会では、「政治資金監査の実施状況等のアンケート」を実施し、 初めて行われた政治資金監査の実施状況について調査することとした。 その結果や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、検討を重ねた結果、より 円滑な政治資金監査の実施に資するため、政治資金監査マニュアルの改善を行 うこととし、同年9月に政治資金監査マニュアルを改定した。

政治資金監査マニュアルの改定に当たっては、政治資金監査マニュアルが「政治資金監査に関する具体的な指針」と「政治資金監査実施要領」との二部に分かれて構成されており、一覧性に乏しく内容が分かりにくいとの声が強かったことから、政治資金監査の現場において政治資金監査マニュアルの流れに沿って政治資金監査を実施できるよう両者を一体化させ、章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する当委員会の見解を政治資金監査マニュアルに盛り込むなど記載の充実を図った。

また、支出の状況の確認について、政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、登録政治資金監査人から寄せられた意見を基に、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充し、円滑な政治資金監査に資することとした。具体的には、領収書等と一体として保存され、示された請求書等の関係書類は、領収書等と併せて支出の状況の確認に活用できることとし、また、支出を受けた者の住所について、会計帳簿に別添の書類に記載されている旨の記載があった場合には当該別添の書類に記載された住所を確認できることとした。

## 〇 今後の方向性

政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)については、 政治資金監査の運用状況を慎重に見極めながら、当該マニュアルに定める手続 が実際の運用にそぐわない場合などには、当該マニュアルに定めた政治資金監 査の基本的性格を十分に踏まえた検討を行い、必要に応じ当該マニュアルの見 直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要である。

今後も、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当である。

3 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針

#### 〇 これまでの取組

平成19年の政治資金規正法の改正により、何人も、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、国会議員関係政治団体の人件費以外の経費で1件1万円以下の支出にかかる領収書等の写し、すなわち少額領収書等の写しについて、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に開示請求することができるとされた。(法第19条の16第1項)

ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する と認める場合は除くこととされており、その具体的な指針は当委員会で定めるこ ととされた。(法第19条の16第5項・第19条の30第1項第6号)

当委員会では、少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の策定に当たり、次の点について慎重に検討を重ね、平成22年3月に少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針を策定した。

- ①「権利の濫用」と「公の秩序若しくは善良の風俗に反する」には意義の違い があるのか。また、当該指針の策定に当たり両者を分けて検討する必要があ るか。
- ②他法令において「権利の濫用」や「公の秩序若しくは善良の風俗に反する」 ことを理由として権利の行使を制限している事例について、少額領収書等の 写しの開示制度において参考となる事例がないか。
- ③情報公開制度と少額領収書等の写しの開示制度では請求手続や、開示の対象となる書類にどのような差異があるか。
- ④情報公開法や都道府県の情報公開条例に基づく情報公開制度における「権利の濫用」の解釈及び運用の基準について調査し、情報公開制度において開示請求が権利の濫用と認められる場合は、少額領収書等の写しの開示制度においても、制度間の差異を踏まえてもなお権利の濫用と認められるか。

当該指針では開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合とは「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度

**の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合**」であり、具体的には開示請求の目的が以下に掲げることにあると明らかに認められる場合であるとした。

- ①開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることと
- ②開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと
- ③開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

また、少額領収書等の写しの開示制度について、情報公開法に基づく情報公開制度に準じたものとする一方で、政治資金規正法では少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められる場合には不開示とすることが規定されていることを踏まえ、当該指針の運用に当たっては、実効性の観点から、開示請求時に開示請求者に確認する開示請求の目的(開示請求の目的が確認できない場合であっても、開示請求者の開示請求及び開示の実施の際の行為や開示請求時の開示請求者の発言等により開示請求の目的が明らかに認められる場合にはその目的)が当該指針に該当するかを判断することとした。

## 〇 今後の方向性

平成22年11月末までに、総務省及び都道府県選挙管理委員会から平成21年分の収支報告書の要旨が公表され、少額領収書等の写しの開示制度が始まったところであるが、今後、制度の運用状況を踏まえ、開示請求の目的が上記以外のものである場合について、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものかどうかについて、必要に応じて検討を行っていくことが適当である。

## 4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

## (1)「領収書等」の必要記載事項

## 〇 現在の取扱い

政治資金規正法により、政治団体の会計責任者等はすべての支出について、「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の3事項を記載した領収書その他の支出を証する書面(法律上「領収書等」と定義)の徴収を義務づけられている。(法第11条第1項)

「領収書等」の徴収義務は、政治団体の会計経理の厳正を期し、不正な記載や報告を防止することを目的としている。

「領収書等」の徴収義務違反があった場合には、政治資金規正法により罰則の対象となる。(法第24条第3号)

## 〇 検討すべき事項

政治資金規正法の「領収書等」の定義については以下の点が指摘されている。

・ 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として上記3事項のみが明 記され、支出の実在性を担保する上で重要な領収書の発行者に関する情報の記 載については明示的に要求されていない。

しかしながら、政治資金規正法上、支出を確認するための情報として、会計帳簿及び収支報告書に、3事項に加え、「支出を受けた者の氏名又は名称」及び「住所又は主たる事務所の所在地」の記載が求められているところであり、これらの事項も領収書等の必要記載事項とし、これらにより確認することとするのが適当ではないか。

(参考) 消費税法の取扱い

3万円以上の課税仕入れを証する書面に「書類の作成者の氏名又は名称」の記載が求められている。(消費税法第30条第9項第1号及び第2号)

・ 「支出の目的」の記載に欠ける領収書は、商慣習上広く発行、流通しており、 税法上も、「支出の目的」が記載された他の書面と併せて支出を証する書面と して取り扱われているが、政治資金規正法の解釈・運用上、一の書面上に3事 項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わないこととされ ている。

したがって、このような場合には、改めて領収書への追記や領収書の再発行を求めることが必要とされるなど、大きな事務負担を生じている。

## 〇 検討の方向性

○ 「支出を受けた者」等を必要記載事項とすることについて

「支出を受けた者の氏名又は名称」については、領収書等の真正性に関わる重要な情報であり、税法においても支出を証する書面としての必要な情報とされている。

実態としても、ほとんどの場合、領収書等には氏名又は名称の記載が行われており、これを必要記載事項とした場合にも、新たな事務負担等が生ずるケースは少ないものと考えられる。(ただし、洗車機の領収書等、少額の支出について支出を受けた者の氏名又は名称が記載されていない書面もある実態も報告されている。)

「支出を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地」については、支出を 受けた者の実在性を補完する情報であるが、税法では、消費税法で高額領収 書の交付を受けなかったときに帳簿記載が求められるものの、一般的に帳簿 や証拠書類上の必要記載事項とされていない。

また、少額領収書等で住所又は主たる事務所の所在地を記載していない領収書も多く作成、流通している実態が存在する。

こうした現状を踏まえつつ、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査上、高額領収書等のうち氏名・名称や住所・所在地など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧である場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとしたところである。

さらに進んで、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、国会議員関係政治団体においてはすべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること、領収書等の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること等を踏まえつつ、以下のとおり、検討を進めることが適当である。

## ア「氏名又は名称」

必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、 これらの記載を義務づけることが困難な事例をさらに検証しつつ、それ らの事例の取扱い等も含め、検討を行う。

## イ 「住所又は主たる事務所の所在地」

商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも 多く作成・流通していること、税法上も必要記載事項とされていないこ と等を踏まえつつ、記載の義務づけの当否及びその範囲等について検討 を行う。

なお、会計帳簿における必要記載事項から住所又は主たる事務所の所 在地を外すべきとの議論との関係にも留意する必要がある。

○ 単一の書面に3事項のすべては記載されていない場合、これらについて

記載のある請求書等他の書面と併せて支出を証すべき書面として取り扱うことについて

支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成、流通している実態が存在し、 税法でも、課税控除の対象となる支出について、より広い範囲の複数の書面 で必要記載事項を確認することを認めている。

したがって、政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのでなく、当該書面と相互の関係性を確認でき、かつ当該書面と併せて領収書等と同程度に支出の実在性を担保できる書面で必要記載事項が補完的に確認できる場合には、両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の監視と批判の下に置くという取扱いも想定される。

一方で、税法における証拠書類が事業者において保存しておくべき書類であるのに対し、政治資金規正法における領収書等は、政治団体において保存しておくだけにとどまらず、政治団体がその写しを所管庁に収支報告書と併せて又は少額領収書等の写しの提出命令に応じて提出し、所管庁が、その提出された写しを保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開することが必要となるものである。したがって、提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点に留意する必要がある。

政治資金監査は、支出に係る関係書類の記載が整合的であるかどうかを外形的・定型的に確認するものであることから、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとしたところである。

さらに進んで、法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとすることについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を進めることが適当である。

なお、その際には、登録政治資金監査人から、振込明細書についても支 出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかとする意見が多く寄 せられていることも踏まえ、併せて検討を進めることが適当である。

#### 平成22年2月3日開催 平成21年度第6回委員会資料

#### 所得税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十三号)

(青色申告)

第 143 条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう居住者は、納税地の所 轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の 申告書により提出することができる。

(青色申告者の帳簿書類)

第148条 第百四十三条(青色申告)の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

#### 2 略

(青色申告書に添附すべき書類)

第 149 条 青色申告書には、財務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

#### 所得税法施行規則 (昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十一号)

(帳簿書類の整理保存)

- 第63条 第六十条第一項(決算)に規定する青色申告者は、次に掲げる帳簿及び書類を整理 し、七年間(第三号に掲げる書類のうち、現金預金取引等関係書類に該当する書類以外のも のにあつては、五年間)、これをその者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事 務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。
  - 一・二略
  - 三 <u>取引に関して相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他こ</u>れらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

#### 法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)

(青色申告)

- 第121条 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及 びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。
  - 一 中間申告書
  - 二確定申告書
  - 三 清算事業年度予納申告書
- 2 略

(青色申告法人の帳簿書類)

- 第126条 第百二十一条第一項(青色申告)の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。
- 2 略

#### 法人税法施行規則 (昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十二号)

(帳簿書類の整理保存)

- 第59条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、七年間、これを納税地(第三号に掲げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。
  - 一•二 略
  - 三 取引に関して、相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他 これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

#### 印紙税基本诵達

#### 第17号文書

(金銭又は有価証券の受取書の意義)

- 1 <u>「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するため作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいう。</u>(平元間消3 15 改正、平20 課消3-74 改正)
  - (注) 文書の表題、形式がどのようなものであっても、また「相済」、「完了」等の簡略な文言を用いたものであっても、<u>その作成目的が当事者間で金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)に該当する</u>のであるから留意する。

(受取書の範囲)

- 2 金銭又は有価証券の受取書は、金銭又は有価証券の受領事実を証明するすべてのものをいい、債権者が作成する債務の弁済事実を証明するものに限らないのであるから留意する。
- 3 略

(振込済みの通知書等)

4 売買代金等が預貯金の口座振替又は口座振込みの方法により債権者の預貯金口座に振り 込まれた場合に、当該振込みを受けた債権者が債務者に対して預貯金口座への入金があった 旨を通知する「振込済みのお知らせ」等と称する文書は、第17号文書(金銭の受取書)に 該当する。(平元間消3-15改正)

(受領事実の証明以外の目的で作成される文書)

5 金銭又は有価証券の受取書は、その作成者が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものをいうのであるから、文書の内容が間接的に金銭又は有価証券の受領事実を証明する効果を有するものであっても、作成者が受領事実の証明以外の目的で作成したもの(例えば手形割引料計算書、預金払戻請求書等)は、第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)に該当しない。(平元間消3-15改正)

6~35 略

#### 消費稅法 (昭和六十三年十二月三十日法律第百八号)

(仕入れに係る消費税額の控除)

第30条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百五分の四を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一~三 略

#### $2\sim6$ 略

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求 書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政 令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、 当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。 ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当 該事業者において証明した場合は、この限りでない。

- 8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。
  - <u>一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載</u> されているもの
    - イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
    - ロ 課税仕入れを行った年月日
    - ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
    - ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
  - 二略
- 9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。
  - 一 事業者に対し課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。)を行う他の事業者(当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項(当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項)が記載されているもの
    - イ 書類の作成者の氏名又は名称
    - ロ <u>課税資産の譲渡等を行つた年月日</u>(課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税 資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)
    - ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
    - 二 <u>課税資産の譲渡等の対価の額</u>(当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)
    - ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
  - 二 <u>事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これら</u> <u>に類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの</u>(当該書類に記載されている事項 につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)
    - イ 書類の作成者の氏名又は名称
    - ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
    - ハ <u>課税仕入れを行つた年月日</u> (課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入 れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)
    - ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
    - ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

三略

10 略

#### (2) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法

## 〇 現在の取扱い

政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の収受又は供与とされており、その趣旨は、金銭を伴わない収支についても、政治団体の収支についてはすべてこれを公表し、国民の批判に委ねることにある。

したがって、例えば、政治団体が労務や事務所等の無償提供を受けた場合、政治団体には財産上の利益が生じていることから、会計帳簿や収支報告書にはこれらを時価で見積もった金額を寄附による収入として計上するとともに、便宜的に同額を支出に計上することとされている。

また、例えば、政治団体が他の政治団体等に労務等の無償提供を行った場合、他の政治団体に財産上の利益を供与していることから、会計帳簿や収支報告書には、これらを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上するとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされている。

また、政治団体が前払式証票やクレジットカードを利用して支出を行った場合、 支出目的を明らかにするため、物品等の購入時点で金銭を伴わない支出を計上す るとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされている。

## 〇 検討すべき事項

金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として 支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上することとする取扱いは、 煩雑であり、また事務担当者等の理解を得られにくく、事務負担軽減を求める意 見も多く寄せられている。

また、金銭以外のものによる収入又は支出を計上する場合には、同額の支出又は収入を便宜上計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

## 〇 検討の方向性

政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。

一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくいこともあり、収支の状況をより的確に表す観点から、

今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、 それを伴わないものとに記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとす るなどの検討を行っていくことが適当である。

#### (3) 前払式証票による支出の記載方法

#### 〇 現在の取扱い

政治資金規正法上、会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいうこととされている。(法第4条第5項)

また、政治資金規正法は、その基本理念として政治資金の収支の状況を明らかにすることを旨としており、会計帳簿等や収支報告書の記載はこの趣旨に沿って行われることが求められている。

商品券、プリペイドカード、前払式電子マネー等前払式証票による支出は、前 払式証票を購入する時点と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点が異な るが、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、基本的に現金の流れを記載し つつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有してい ることから、これらの目的のいずれをも満たすことができるように、

- a 金銭の支出(現金主義)
- b 実際の売買等における支出相当分の計上(支出実態の公開)(備考欄に「前 払式証票による購入」である旨記載することが望ましい)
- c a と b の二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上(b と 同時に計上することにより、収支としては b を相殺)

という経理処理等が情報提供されている。

## 〇 検討すべき事項

近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても前払式電子マネー等を使用するケースが増え、これらの支出の記載方法についての問い合わせも増えている。これに対し、上記経理処理等を情報提供しているが、処理が煩雑なこともあり、会計責任者等に必ずしも理解されていないのが現状であり、事務負担が軽減されるような簡易な記載方法の検討を求める声も多く寄せられている。

また、物品等の購入に係る支出を二重に計上することになることや二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入を計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

## 〇 検討の方向性

当委員会では、交通事業者が運営する電子マネーについては、金銭をチャージ し、交通費として使用する場合、1回の支出金額が少額であること、利用目的が 限定され支出の目的が明確であることから、チャージした時点で支出した金額等 のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政 治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができるこ とから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を出したところ である。所管庁においては、この見解を踏まえ、この簡易な記載方法について周 知を行っている。

前払式証票による支出は、前払式証票を購入する時点の相手・目的及び日時と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点の相手・目的及び日時が異なり、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。

しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。

現時点では利用できる取引の範囲が限定されているカード等も今後、利用できる取引の範囲が拡大する状況も予想されるところであり、収支の状況をより的確に表す観点から、例えば、今後、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の物品等の購入に関する記載欄と、前払式証票の利用により、金銭の支出時点の相手・目的及び日時と物品等の購入時点の相手・目的及び日時が異なる場合の物品等の購入に関する記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

#### 平成20年10月31日開催 平成20年度第8回委員会資料

平成20年10月31日 政治資金適正化委員会

## 収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、I及びIIの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略 化について検討することが必要である。

- I. 前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、 現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。
- Ⅲ. 後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した(口座振替時等)時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

## (4)後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法

## 〇 現在の取扱い

政治資金規正法上、会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいうこととされている。(法第4条第5項)

また、政治資金規正法は、その基本理念として政治資金の収支の状況を明らかにすることを旨としており、会計帳簿等や収支報告書の記載はこの趣旨に沿って行われることが求められている。

後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する 時点と、後日、売買契約等の相手方と異なる相手に金銭を支出する時点が異なる が、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、基本的に現金の流れを記載しつ つ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有している ことから、これらの目的のいずれをも満たすことができるように、

- a 実際の売買等における支出相当分の計上(支出実態の公開)(備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨記載することが望ましい)
- b 金銭の支出(現金主義)
- c a と b の二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上(a と 同時に計上することにより、収支としては a を相殺)

という経理処理等が情報提供されている。

## 〇 検討すべき事項

近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても後払式電子マネーやクレジットカードを使用するケースが増え、これらの支出の記載方法についての問い合わせも増えている。これに対し、上記経理処理等を情報提供しているが、処理が煩雑なこともあり、会計責任者等に必ずしも理解されていないのが現状であり、事務負担が軽減されるような簡易な記載方法の検討を求める声も多く寄せられている。

また、物品等の購入に係る支出を二重に計上することになることや二重の支出 計上を経理上処理するための便宜上の収入を計上することになることから、収支 の状況を的確に表しているとはいえないのではないかとの指摘もある。

## 〇 検討の方向性

当委員会では、ETCカードによる支払いについては、高速道路料金の支払いに限定されており、カード会社に支出した時点で支出した金額等のみを「その他

の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の 状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記 載方法として認めることが適当である旨の見解を出したところである。所管庁に おいては、この見解を踏まえ、この簡易な記載方法について周知を行っている。

さらに、当委員会では、政治団体からの意見も踏まえ、ETCカード以外のクレジットカードについても、現金と同等に広く利用され支払いまでの期間が比較的短期であること、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、物品等の購入時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する(ただし、実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨及び口座振替日等の情報を記載することが望ましい。)簡易な記載方法を認めることが適当であるとの意見を表明し、所管庁の検討を求めたところであり、所管庁では、この意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、このような簡易な記載方法で差し支えないとの考え方を周知している。

後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する相手及び日時と、後日、金銭を支出する相手及び日時が異なるため、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。

しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。

今後、リボ払い、分割払い、ボーナス払い等の支払い方法の選択が増加する場合、物品等の購入と、それに対応する金銭による支出との関連性がより不明確となる状況も予想されるところであり、収支の状況をより的確に表す観点から、例えば、今後、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の物品等の購入に関する記載欄と、クレジットカードの利用などにより、物品等の購入の相手及び日時と金銭の支出の相手及び日時が異なる場合の物品等の購入に関する記載欄とを分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

## 平成20年10月31日開催 平成20年度第8回委員会資料

平成20年10月31日 政治資金適正化委員会

#### 収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、I及びIIの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略 化について検討することが必要である。

- I. 前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、 現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。
- Ⅲ. 後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した(口座振替時等)時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

#### 平成21年4月14日開催 平成21年度第1回委員会資料

# 収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えるので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- ○クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ご とに支出額を計上する。
- ○実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である 旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- ○なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、 この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせず に、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱 うこととしても差し支えないものと考える。

-		1 /1/10	
7	Н	-1. 沙田	

支出の	金額		支出を受け	en. In	
項目			年月日	た者の氏名	備考
2 政治活動費					
(1)組織活動費	食事代	50, 000	H21. 1. 20		クレジットカードによる支払 H21.3.10 ○○カード
(3)機関紙誌の 発行その他の 事業費	会議室借上代	30, 000	H21. 1. 25	○○ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10 ○○カード
	合計	80,000			

#### (5) 会計帳簿への相手方住所の記載

#### 〇 現在の取扱い

政治資金規正法により、政治団体の会計帳簿には、一定の収入(寄附や政治資金パーティーの対価に係るもの等)及びすべての支出について、それらの収入及び支出の相手方となった者の住所(団体にあってはその主たる事務所の所在地。以下「住所等」という。)の記載が義務づけられている。(法第9条第1項)

会計帳簿を備えさせ、所定事項の記載を義務づけた趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくことにあるとされている。

#### 〇 検討すべき事項

会計帳簿への住所等の記載については、以下の点が指摘されている。

- ・ 領収書等に支出を受けた者の住所等が記載されていない場合など、事実上 又は社会通念上、支出を受けた者の住所等の特定が困難な場合(コインパー キングや個人タクシー)や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されて いても当該住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場 合(直営店かフランチャイズ店かの判断等)がある。
- ・ 民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の 住所等は必ずしも重要な情報とはされておらず、開示の対象ともならない内 部管理用の帳簿である会計帳簿にまで、金額の多寡を問わず支出を受けた者 の住所等をすべて記載することは、会計責任者に対し必要以上の負担を課す こととなるとの意見も多く寄せられている。税法上も、消費税法で3万円以 上の高額領収書の交付を受けなかったときに帳簿への住所記載が求められ ているものの、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とはされていない。

## 〇 検討の方向性

○ 支出を受けた者の住所等を記載することが極めて困難な場合の対応について

当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、会計帳簿の備考欄に、事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所等の特定が困難な場合には住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されていれば、また、支出を受けた団体の住所が主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合にはいずれかの事務所の住所が記載されていれば、政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示したところである。

上記のような場合にまで、会計責任者に対して支出を受けた者の住所等の記載を求めることは、必要以上の負担を課すことになると考えられる。今後、

一定の場合には住所等の記載し難い理由を記載することで代えるなどの対応を検討していくことが適当である。

#### ○ 会計帳簿への住所等の記載の省略について

政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対し、会計帳簿の備付け及び必要事項の記載が義務づけられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所等をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにあると考えられる。

また、特に、そのうち一定金額以上の一定の経費に係る支出については、 収支報告書においても住所等の記載が義務づけられており、この支出に係る 会計帳簿への住所等の記載については、収支報告書で報告すべき情報の基と なっていると考えられる。

(i) 収支報告書で住所等を報告すべき支出については、会計責任者が異動した場合、支出の相手方の住所等を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になることや、会計責任者としても収支報告書を作成する段階で支出を受けた者の住所等の把握はいずれにしても必要であり、収支報告書に住所等を記載し、説明責任を負うことになることも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所等の記載された書面が政治団体において保存されることが適当と考えられる。

ただし、その住所等が会計帳簿に記載されていなければならないかは議論があるところであり、支出の相手方から徴取した保存義務が課される領収書等に住所等が記載されている場合、会計帳簿の住所等の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられる。

したがって、収支報告書に支出の相手方の住所等の記載が義務づけられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所等の記載がある場合、会計帳簿への住所等の記載の省略を認める方向で検討していくことが適当である。

- (ii) 収支報告書で住所等を報告すべき支出以外の支出についても、一般的な会計経理の実務も踏まえ、その実在性の担保としてすべての支出について会計帳簿への住所等の記載を求めていることに対し、以下のような様々な意見が寄せられているところである。
  - ① 仮にその実在性の担保のために住所等を書面として残すことが必要としても、上記趣旨に鑑みれば、法律に基づいて徴取・保存がされている領収書等に住所等が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を

求めるまでの必要はないのではないか。

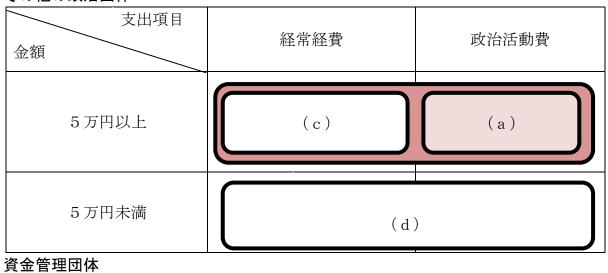
- ② 住所等が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所等の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか。
- ③ さらに進んで、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出(通常の政治団体の5万円以上の経常経費又は資金管理団体の5万円以上の人件費)については、当該領収書等に住所等が記載されていなくとも、支出の相手方から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所等の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか。
- ④ 少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上 の負担を課しているのではないか。

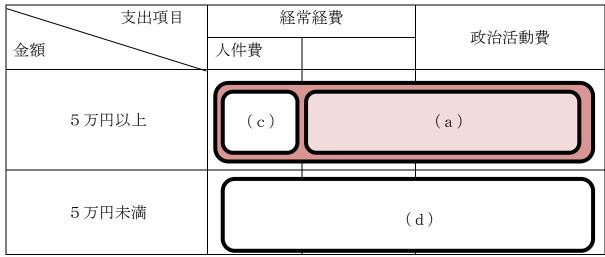
今後、収支報告書で住所等を報告すべき支出以外の支出については、上 記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所等を報告すべき支出の 取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討をしていくことが適当である。

【参考1】会計帳簿への住所記載の省略について

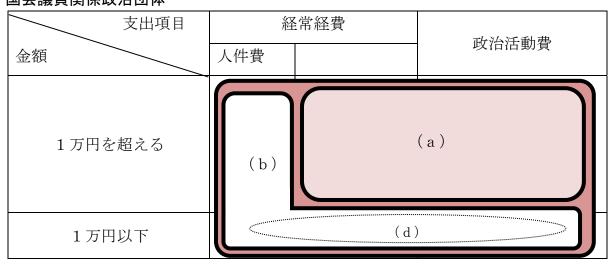
		領収書等の状況	領収書等の	領収書等の保存なし	
支出の	種類		領収書等に相手方 住所の記載あり	領収書等に相手方 住所の記載なし	_
収支報告書での住所報告義務がある支出 (a)			(i) -		
収支報告	領収書等 の徴取・保	政治資金監査 あり (b)		( ii ) ②	
書での住所報告義務のない	あるもの	政治資金監査 なし(c)	(ii) ①	(ii) ③	_
支出	領収書等の徴取・保存義務 がないもの(d)			(ii) 4	

## 【参考2】領収書等の徴取・保存義務及び収支報告書の住所記載義務の範囲 その他の政治団体





#### 国会議員関係政治団体



領収書等の徴取・保存義務がある範囲

収支報告書での住所報告義務がある範囲

#### (6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正

## 〇 現在の取扱い

政治資金規正法上、提出後における収支報告書の政治団体の申出による訂正については、特段の定めはないが、総務省及び都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いがされている。

政治資金監査制度の導入に係る政治資金規正法の改正の際にも、提出後の収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて規定はされなかった。

## 〇 検討すべき事項

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は収支報告書の提出に 当たっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受 け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされた。

政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

- ・ 収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が 導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報 告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を 受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、そのことが国民の 目に明らかにされないこととなる。
- 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治 資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つ ものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に 係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に 齟齬を生じさせることとなる。

## 〇 検討の方向性

当委員会では、政治資金監査を受けた収支報告書についても多くの訂正事例が出ていることを踏まえ、政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて別添の見解を出したところであり、この見解を踏まえた周知が行われているところである。

政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いを検討していくことが適当である。

## 平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会資料

## 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

#### 1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

## (1)登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係 の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

## 2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金 規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員 関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自 主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当 であると考える。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1 (1)の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適

当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記載例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1(2)の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し(支出に限る。)を添付することとして差し支えないものと考える。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図られたい。

(別紙 略)

## (7) 収支報告書に記載すべき支出の区分

## 〇 現在の取扱い

政治資金の支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められ、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費である経常経費と、政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費である政治活動費に分類される。(法第12条第1項第2号)

経常経費についてはさらに人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類され、政治活動費は組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類されることになっている。(施行規則第7条第2項及び第8条)

## 〇 検討すべき事項

収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があり、政治団体からの問い合わせも寄せられている。

支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきとの意見も寄せられている。

## 〇 検討の方向性

個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会の見解も踏まえながら、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られているところであり、適宜充実を図ることが適当である。

支出項目の区分の見直しについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を進めることが適当である。

また、この際には、政治団体の区分により収支報告書の記載の範囲が異なることに留意することが必要である。

#### (8)業務制限の範囲

#### 〇 現在の取扱い

政治資金規正法及び同法施行規則により、登録政治資金監査人が、

- ・国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若 しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
- ・国会議員関係団体の役職員又はその配偶者
- ・後援会等いわゆる2号団体の場合は、推薦し、又は支持する公職の候補者又はその配偶者

である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないこととされている。(法第19条の13第5項・施行規則第14条の2の3)

業務制限の趣旨は、政治資金監査における外部性の確保にある。

## 〇 検討すべき事項

登録政治資金監査人の業務制限については、政治資金監査契約の締結から政治資金監査報告書の作成までの期間において業務制限に該当しない場合でも、政治資金監査における外部性の確保の点からすると適当でない場合があるのではないかという観点から、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類を自ら政治資金監査を行うことになるような場合等についての質疑が多く寄せられている。

## 〇 検討の方向性

当委員会では、業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合は適当でないとしている。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において国民の目に明らかとなることに留意するよう注意を喚起している。

政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、実際の政治資金監査において、問題となる実例がどの程度出てくるかも見極めながら、他法令も参考にしつつ、検討を進めることが適当である。

# (9)年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等

## 〇 現在の取扱い

政治資金規正法上、

- ・ 年途中に国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体についても 登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければならない。(法第19 条の10・第19条の13第1項)
- ・ 国会議員関係政治団体についてはすべての支出について領収書等を徴さなければならない。(法第19条の9で読み替えられた法第11条第1項)
- ・ 国会議員関係政治団体(年途中に国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体を含む。)は、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成しなければならない。(法第19条の11第1項)
- ・ 国会議員関係政治団体(年途中に国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体を含む。)は、経常経費以外の支出(国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費の支出)について明細を記載した報告書及び領収書等の写しを提出しなければならない。(法第19条の10で読み替えられた法第12条第1項及び第2項・第17条第1項及び第4項)とされている。

## 〇 検討すべき事項

年途中に国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体が、国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の範囲や収支報告書の明細記載義務及び領収書等の写しの提出義務の範囲が法文上不明確であるため、登録政治資金監査人等から問い合わせが多く寄せられている。

## 〇 検討の方向性

当委員会においては、政治資金監査マニュアルで、年途中に国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体の国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとし、領収書等との整合性の確認については、領収書等の徴取義務及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の対象となる支出の範囲で行い、それ以外の支出については会計帳簿の必要記載事項の記載確認で足りることとしたところ

である。

今後、法改正が検討される際には、上記取扱いの明確化についても検討することが適当である。

#### (10) その他の事項

収支報告書のインターネットによる公表について、平成19年の法改正により、 法律上の環境整備が図られ、現在総務省及び8都府県でインターネット公表が行 われるに至っているが、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開し、国民の 不断の監視と批判の下に置くという政治資金規正法の目的からすると、インター ネット公表の義務づけを検討すべきとの意見もある。

インターネット公表のための事務作業や機器等の導入などの負担は情報通信技術の発達により小さくなってきており、インターネット公表を実施する団体が増加しつつある中、政治資金規正法の趣旨やインターネット公表のために講じられた上記法律上の環境整備の内容、「e-Japan 戦略」等に基づきインターネット公表等を行う事務費の増加に対応するために充実された財源措置等についての都道府県の理解の促進に努めることにより、都道府県選挙管理委員会のインターネット公表の促進を図ることが適当である。

インターネット公表の義務づけについては、その状況を見極めながら、国会において検討されるべき課題と考えられる。

また、政治資金の収支の報告及び公開に関わるその他の重要事項として、収入に関する政治資金監査、企業会計方式の導入並びに国会議員関係政治団体の収支報告書の連結及び提出先の一元化についても指摘されているが、これらの点については、政治資金規正法における政治団体の収支の公開の基本的枠組みに関わる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会において議論されるべき課題と考えられる。